（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項

官庁
司法書士懲戒処分、証票無効、不動産鑑定士懲戒処分関係　一三
裁判所
公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一三
特殊法人等
文部科学省共済組合定款の一部変更関係　三〇
会社その他　三三

本号で公布された法令のあらまし

◇**精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令**（政令第三〇七号）（厚生労働省）

1　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成二五年法律第四七号）の施行に伴い、地方自治法施行令（昭和二二年政令第一六号）及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成一六年政令第三一〇号）の規定の整理を行うこととした。

2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

政　令

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年十一月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百七号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十七号）の施行に伴い、この政令を制定する。

第一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の三十六第六項中「第三十三条の五」を「第三十三条の八」に改める。

第二条　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成十六年政令第三百十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第六項」を「第二条第五項」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三